

総社市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 5 3 号

総社市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

総社市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（登録） 第 4 条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体について地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「施行規則」という。）<u>第 1 8 条の 3 第 1 項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合する等、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）により登録するものとする。 （代理人による申請） 第 1 2 条 施行規則<u>第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第 3 条第 1 項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第 4 条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第 7 条第 1 項及び第 9 条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地	（登録） 第 4 条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体について地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「施行規則」という。）<u>第 2 1 条第 2 項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合する等、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）により登録するものとする。 （代理人による申請） 第 1 2 条 施行規則<u>第 1 9 条第 1 項第 1 号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第 3 条第 1 項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第 4 条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第 7 条第 1 項及び第 9 条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地

改 正 後	改 正 前
地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。	縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。